

従業員側 (代表) 文部長 一宮 久 福井 多門

島崎 清一

組合本部員 岡田 助雄

ハ分見ニ岡田ヨリ

一日ノ仕上高ニ現在ノ入金ニ於テ約六七十円ニ上ルト云フカ負
債償却ヲ除外シテノ公積ハ如何ト償問アリ

事業主小林ヨリ

償却ハ極メテ僅メテ僅カテ要ハ昨年ノ年減ニ工場閉鎖ヲ新行スハヤラ
ア多ク且組合ノ組織ニ固ル能ク増進ヲ阻信シ且本年三月ノ教科書
ノ需要ヲ見越シ更生策トシ興銀其他ヨリ數万円ノ借リ入ヲ為スルニ
不況ハ此外ニ深刻トナリ到底経営困難存現在不満足ナル者ハ他ニ転勤
スルコトヲ初メ度トシ更ニ

岡田ヨリ

四月ヨリ年寄支給ヲ認ムルトテ月約二百五十圓程ニ上ルカ欠損ノ

市ニ之ヲ認察シ 更生策ハ別途ニ急キヤ

小林ヨリ

要求ハ到底不可能ヲ組合ニ實ニ認メテ格々又何レ日中ニ再ビ
會見ル会社ノ窮状ヲ訴ヘルニ本日ハ裁判所ニ出頭ノ命ヲ受ケ居
ルヲ以テ之ニテ失礼スル

以上ニヒテ何等決定スル處ヤ別ニヨリ

子其後従業員代表岡田助雄ヨリ面ニ電話ヲ以テ事業主ニ會見
方ヲ督促セルニ事業主ニセル小林社長現在等ノ理由ニヨリ之
トヲ拒絶ニ答リ

七月十日午前十時ヨリ 十二時ノ間事業主小林洗育ハ從
業員一同ハ申張参加者以外ノモノヲ念ムニ事務所ニ集メ
テ現在共同印刷ノ下請ヲ為シ居ルニ目下ノ如ク事業状態ニテ

注文照簿ノ期日ヲ違ニ共同印刷ニ於テハ現状ノ儘ニテ
双方ノ損失甚大ナルニ付下請關係ヲ打切ル旨通知アリ

々